

# One世界分散セレクト

(Aコース) / (Bコース) / (Cコース)

愛称：100年ギフト

追加型投信／内外／資産複合



## 目標分配水準の見直しについて

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度、「One世界分散セレクト（Bコース）/（Cコース） 愛称：100年ギフト」では、目標分配水準（分配金）の見直しを行いました。これにより、2024年1月から2028年11月までの毎決算時にBコース45円、Cコース85円（課税前）を分配することをめざします。

※分配金は1万口当たりの税引前分配金を表示しています。

## 目標分配水準（分配金）および適用期間（1万口当たり、課税前）

### Bコース

| 2019年1月～2023年11月 | 2024年1月～2028年11月 |
|------------------|------------------|
| 50円              | 45円              |

### Cコース

| 2019年1月～2023年11月 | 2024年1月～2028年11月 |
|------------------|------------------|
| 120円             | 85円              |

- 分配金は投資収益にかかわらず、目標分配水準に応じてお支払いすることをめざします。したがって、投資収益が目標分配水準に満たなかった場合などには、分配金の一部または全部が実質的に投資元本の払い戻しに相当する場合があります。そのため、投資元本は分配毎に減少する可能性があります。
- 分配金額は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配を約束するものではありません。また、分配金が支払われない場合もあります。

※資金動向、市況動向等によっては、上記の運用ができない場合があります。

※P7の「当資料のお取扱いについてのご注意」をご確認ください。

## 目標分配水準の見直しに関する考え方（Bコース）

当ファンドは目標分配水準を原則5年毎に見直すこととし、基準価額等を勘案したうえで、新しい目標分配水準を決定します。この度、目標分配水準の見直し時期を迎え、2024年1月から2028年11月までの目標分配水準を決定いたしました。

今般の目標分配水準見直しのベースとなる2023年11月の決算時の基準価額は8,587円となりました。この基準価額水準のまま目標分配水準（50円（課税前））を継続した場合、足もとの基準価額水準に対して分配金額の割合が相対的に大きくなることから、投資家のみなさまの運用効率の低下につながると判断し、目標分配水準を従来の50円（課税前）から5円引き下げて45円（課税前）とすることが適切と判断いたしました。

今後も原則5年毎に目標分配水準の見直しを行いながら、お客さまの資産運用ニーズに合わせて設定した当ファンドの目標リターンを中長期的に実現することをめざし、運用を行ってまいります。

## 目標分配水準の見直しに関する考え方（Cコース）

当ファンドは目標分配水準を原則5年毎に見直すこととし、基準価額等を勘案したうえで、新しい目標分配水準を決定します。この度、目標分配水準の見直し時期を迎え、2024年1月から2028年11月までの目標分配水準を決定いたしました。

今般の目標分配水準見直しのベースとなる2023年11月の決算時の基準価額は6,748円となりました。この基準価額水準のまま目標分配水準（120円（課税前））を継続した場合、足もとの基準価額水準に対して分配金額の割合が相対的に大きくなることから、投資家のみなさまの運用効率の低下につながると判断し、目標分配水準を従来の120円（課税前）から35円引下げて85円（課税前）とすることが適切と判断いたしました。

今後も原則5年毎に目標分配水準の見直しを行いながら、お客さまの資産運用ニーズに合わせて設定した当ファンドの目標リターンを中長期的に実現することをめざし、運用を行ってまいります。

※資金動向、市況動向等によっては、上記の運用ができない場合があります。

※P7の「当資料のお取扱いについてのご注意」をご確認ください。

(Bコース)／(Cコース)のほかに、(Aコース)があります。

## ファンドの特色(くわしくは投資信託説明書(交付目論見書)を必ずご覧ください)

信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を図ることを目的として、運用を行います。

- わが国を含む世界各国のさまざまな資産への分散投資を通じて得られる収益の獲得による信託財産の成長をめざして運用を行います。

・ 主として、わが国を含む世界<sup>\*1</sup>の株式、債券、不動産投資信託証券(リート)、コモディティおよびそれらを投資対象とする上場投資信託証券(ETF)を投資対象とする外国投資信託<sup>\*2</sup>ならびにDIAMマネーマザーファンドに投資します。

\*1 株式、債券については新興国を含みます。

\*2 投資対象とする外国投資信託には、国内外の有価証券先物取引、オプション取引、スワップ取引等のデリバティブ取引および外国為替予約取引等を活用するものを含みます。

投資対象とする外国投資信託(2023年12月15日時点)

|        |                                     |
|--------|-------------------------------------|
| (Aコース) | Oneグローバル・ダイナミック・アロケーションファンド I Aクラス  |
| (Bコース) | Oneグローバル・ダイナミック・アロケーションファンド I Bクラス  |
| (Cコース) | Oneグローバル・ダイナミック・アロケーションファンド II Aクラス |

※上記の各外国投資信託では、保有する外貨建資産に対する為替ヘッジ比率を適宜調整します。

・ 中長期的な目標リターンとして、(Aコース)および(Bコース)は年率4%程度、(Cコース)は年率6%程度<sup>\*</sup>をめざします。

\*各コースの信託報酬および各コースが投資対象とする外国投資信託の運用報酬等控除後のものです。なお目標リターンは各コースにおいて中長期的にめざす目標であって、その達成を示唆あるいは保証するものではありません。

・ 外国投資信託への投資割合は、原則として高位とすることを基本とします。

・ 投資対象とする外国投資信託やその配分比率については、適宜見直しを行います。この際、投資対象として定められていた外国投資信託が投資対象から除外されたり、新たな投資信託証券が投資対象として定められることがあります。

- お客様の資産運用ニーズに合わせて、目標リターン、分配方針、および目標分配水準の異なる3つのコースから選択できます。

また、各コース間でスイッチング<sup>\*</sup>が可能です。

\*販売会社によっては、スイッチングの取扱いを行わない場合があります。スイッチング時には、信託財産留保額がかかるほか、税金、購入時手数料がかかる場合があります。くわしくは、販売会社にお問い合わせください。

|        |   |
|--------|---|
| (Aコース) | 分配をなるべく抑え、資産の成長をめざします。  |
| (Bコース) | 2024年1月から5年程度を目安に、1万口当たり45円を公的年金の支払われない奇数月(1、3、5、7、9、11月)に分配することをめざします。 |
| (Cコース) | 2024年1月から5年程度を目安に、1万口当たり85円を公的年金の支払われない奇数月(1、3、5、7、9、11月)に分配することをめざします。 |

\* 分配金は投資収益にかかわらず、各コースの目標分配水準に応じてお支払いすることをめざします。したがって、投資収益が目標分配水準に満たなかった場合などには、分配金の一部または全部が実質的に投資元本の払い戻しに相当する場合があります。そのため、投資元本は分配ごとに減少する可能性があります。

\* 特に、(Cコース)は中長期的な目標リターンを達成した場合であっても、目標分配水準を高く設定し実質投資元本の取り崩しを想定して設計しています。そのため、投資元本は分配ごとに減少することが見込まれます。

\* 分配金額は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。また、分配金が支払われない場合もあります。

\* 各コースの目標分配水準は、原則5年ごとに見直しを行います。次回の見直しは、2028年9月の決算時の基準価額等を勘案し、2029年1月の決算時以降の目標分配水準について行います。上記の目標分配水準は、2028年11月までの水準です。

- 各コースは、基準価額<sup>\*</sup>が2,000円を下回った場合には、組入外国投資信託の売却を行い、一定期間後に繰上償還を行います。

\*1万口当たりとし、ファンド設定來の支払済み分配金を含みません。

※資金動向、市況動向等によっては、上記の運用ができない場合があります。

※P7の「当資料のお取扱いについてのご注意」をご確認ください。

## 主な投資リスクと費用(くわしくは投資信託説明書(交付目論見書)を必ずご覧ください)

各ファンドは、投資信託証券への投資を通じて値動きのある有価証券等(外貨建資産には為替変動リスクもあります。)に投資しますので、ファンドの基準価額は変動します。これらの運用による損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、投資者のみなさまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

また、投資信託は預貯金と異なります。

なお、基準価額の変動要因は、下記に限定されるものではありません。その他の留意点など、くわしくは投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

- 資産配分リスク …… 投資に際して資産配分を行う場合には、一般に当該資産への資産配分の比率に応じて、投資全体の成果に影響をおよぼします。各ファンドは、公社債・株式・リートおよびコモディティ等に資産配分を行いますが、配分比率が高い資産の価値が下落した場合や、複数または全ての資産の価値が同時に下落した場合には、基準価額が下落する要因となります。
- 株価変動リスク …… 株式の価格は、国内外の政治・経済・社会情勢の変化、発行企業の業績・経営状況の変化、市場の需給関係等の影響を受け変動します。株式市場や各ファンドが実質的に投資する企業の株価が下落した場合には、その影響を受け、基準価額が下落する要因となります。
- 金利変動リスク …… 金利の変動は、公社債等の価格に影響をおよぼします。金利変動は、公社債・株式・リート・コモディティ等の各資産への投資の相対的魅力度を変化させるため、金利変動により各資産の市場の間で資金移動が起る場合があり、基準価額を下落させる要因となる可能性があります。
- 不動産投資信託 証券(リート)の 価格変動リスク …… リートの価格は、リートが投資対象とする不動産等の価値、当該不動産等による賃貸収入の増減、不動産市況の変動、景気や株式市況等の動向、関係法令・規制等の変更等の影響を受けます。また、老朽化・災害等の発生による保有不動産の減失・損壊等が発生する可能性があります。各ファンドが実質的に投資するリートの市場価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となります。
- コモディティ市況の 変動リスク …… コモディティ価格は商品の需給関係の変化、為替、金利の変化など様々な要因で変動します。需給関係は、天候、作況、生産国の政治・経済情勢等の変化、貿易動向等の影響を大きく受けます。各ファンドは実質的にコモディティに投資をしますので、これらの影響を受け、基準価額が変動します。
- 為替変動リスク …… 為替相場は、各国の政治情勢、経済状況等の様々な要因により変動し、外貨建資産の円換算価格に影響をおよぼします。各ファンドの主要投資対象である外国投資信託(2023年6月15日時点)では、組入外貨建資産について、適宜対円での為替ヘッジを行い、ヘッジ比率の調整を行います。為替ヘッジが行われていない資産部分については、為替変動の影響を受けます。このため為替相場が当該実質組入資産の通貨に対して円高になった場合には基準価額が下がる要因となります。為替ヘッジを行うにあたっては、為替リスクを完全に排除できるものではなく為替相場の影響を受ける場合があります。また、為替ヘッジには円金利がヘッジ対象通貨の金利よりも低い場合、その金利差相当分程度のコストがかかるごとにご留意ください。
- 信用リスク …… 有価証券等の価格は、その発行体に債務不履行等が発生または予想される場合には、その影響を受け変動します。各ファンドが実質的に投資する株式・債券の発行者が経営不安・倒産に陥った場合、各ファンドが実質的に投資するリートが収益性の悪化や資金繰り悪化等により清算される場合、またこうした状況に陥ると予想される場合等には、投資した資産の価格が下落したりその価値がなくなることがあり、基準価額が下落する要因となります。
- 流動性リスク …… 有価証券等を売却または取得する際に市場規模や取引量、取引規制等により、その取引価格が影響を受ける場合があります。一般に市場規模が小さい場合や取引量が少ない場合には、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できることや、値動きが大きくなることがあり、基準価額に影響をおよぼす要因となります。
- カントリーリスク …… 投資対象国・地域の政治経済情勢、通貨規制、資本規制、税制、また取引規制等の要因によって資産価格や通貨価値が大きく変動する場合があります。海外に投資する場合には、これらの影響を受け、基準価額が下落する要因となります。各ファンドが実質的に投資を行う株式・債券や通貨の発行者が属する新興国の経済状況は、先進国経済と比較して一般的に脆弱である可能性があります。そのため、当該国のインフレ、国際収支、外貨準備高等の悪化等が株式・債券市場や為替市場におよぼす影響は、先進国以上に大きいものになることが予想されます。さらに、政府当局による海外からの投資規制や課徴的な税制、海外への送金規制等の種々な規制の導入や政策の変更等の要因も株式・債券市場や為替市場に著しい影響をおよぼす可能性があります。

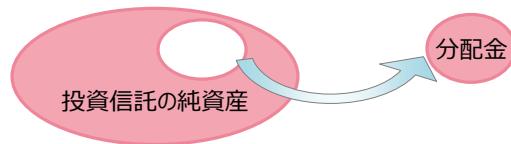
各ファンドへの投資に伴う主な費用は購入時手数料、信託報酬などです。

費用の詳細につきましては、当資料中の「ファンドの費用」および投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

## 収益分配金に関する留意事項

投資信託の分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。なお、分配金の有無や金額は確定したものではありません。

投資信託から分配金が支払われるイメージ



分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。  
また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

### 分配金額と基準価額の関係（イメージ）

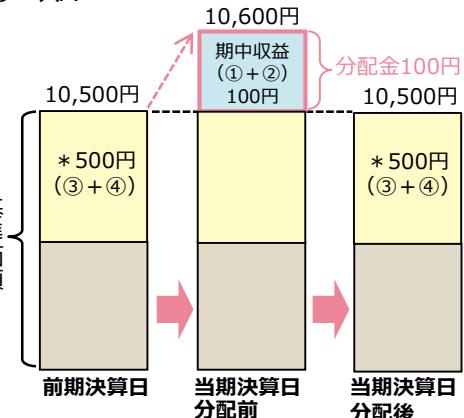
分配金は、分配方針に基づき、以下の分配対象額から支払われます。

①配当等収益（経費控除後）、②有価証券売買益・評価益（経費控除後）、③分配準備積立金、④収益調整金

計算期間中に発生した収益の中から支払われる場合

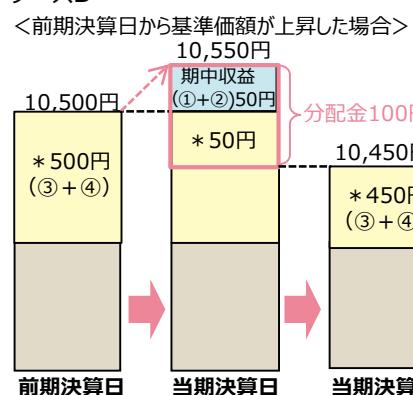
計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

ケースA



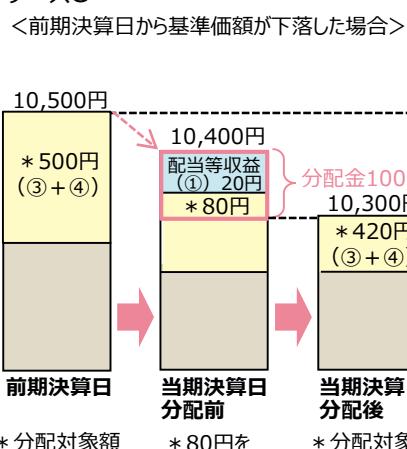
\* 分配対象額  
500円

ケースB



\* 分配対象額  
500円

ケースC



\* 分配対象額  
420円

上図のそれぞれのケースにおいて、前期決算日から当期決算日まで保有した場合の損益を見ると、次の通りになります。

ケースA：分配金受取額100円 + 当期決算日と前期決算日との基準価額の差0円 = 100円

ケースB：分配金受取額100円 + 当期決算日と前期決算日との基準価額の差▲50円 = -50円

ケースC：分配金受取額100円 + 当期決算日と前期決算日との基準価額の差▲200円 = ▲100円

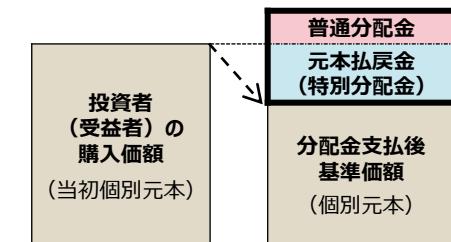
★A、B、Cのケースにおいては、分配金受取額はすべて同額ですが、基準価額の増減により、投資信託の損益状況はそれぞれ異なった結果となっています。このように、投資信託の収益については、分配金だけに注目するのではなく、「分配金の受取額」と「投資信託の基準価額の増減額」の合計額でご判断ください。

※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではないのでご留意ください。

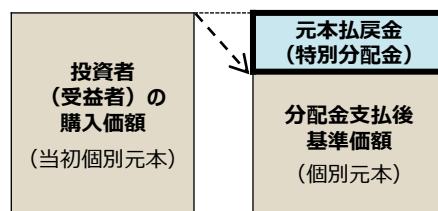
投資者（受益者）のファンドの購入価額によっては、分配金の一部ないし全部が、実質的には元本の一部戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部戻しに相当する場合

分配金の全部が元本の一部戻しに相当する場合



※元本払戻金（特別分配金）は実質的に元本の一部戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金（特別分配金）部分は非課税扱いとなります。



普通分配金 : 個別元本（投資者（受益者）のファンドの購入価額）を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金（特別分配金）: 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者（受益者）の個別元本は、元本払戻金（特別分配金）の額だけ減少します。

（注）普通分配金に対する課税については、投資信託説明書（交付目論見書）をご確認ください。

## お申込みメモ(くわしくは投資信託説明書(交付目論見書)を必ずご覧ください)

|                    |   |
|--------------------|---|
| 購入単位               | 販売会社が定める単位(当初元本1口=1円)   |
| 購入価額               | 購入申込受付日の翌営業日の基準価額(基準価額は1万口当たりで表示しています。)   |
| 購入代金               | 販売会社が定める期日までにお支払いください。  |
| 換金単位               | 販売会社が定める単位  |
| 換金価額               | 換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額   |
| 換金代金               | 原則として換金申込受付日から起算して7営業日目からお支払いします。   |
| 申込締切時間             | 原則として営業日の午後3時までに販売会社が受けたものを当日分のお申込みとします。  |
| 購入・換金申込不可日         | 以下のいずれかに該当する日には、購入・換金・スイッチングのお申込みの受付を行いません。<br>・ニューヨーク証券取引所の休業日 ・ロンドン証券取引所の休業日<br>・ニューヨークの銀行の休業日 ・ロンドンの銀行の休業日<br>・Eurex取引所の休業日  |
| 換金制限               | 信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金請求に制限を設ける場合があります。  |
| 購入・換金申込受付の中止および取消し | 商品市場、外国商品市場または金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金・スイッチングのお申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた購入・換金・スイッチングのお申込みの受付を取り消す場合があります。また、投資を行った投資信託証券の換金停止があるときは、換金のお申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた換金のお申込みの受付を取り消す場合があります。   |
| 信託期間               | 無期限(2018年9月28日設定)   |
| 繰上償還               | 各ファンドの1万口当たりの基準価額(過去に支払った収益分配金の金額は含みません。)が2,000円を下回った場合には、投資対象とする外国投資信託の売却を行い、一定期間後に信託契約を解約し、当該信託を終了(繰上償還)させます。<br>各ファンドが次のいずれかに該当する場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し、当該信託を終了(繰上償還)することができます。<br>・信託契約を解約することが受益者のために有利であると認める場合<br>・各ファンドの受益権口数が10億口を下回ることとなった場合<br>・やむを得ない事情が発生した場合   |
| 決算日                | (Aコース)毎年3月および9月の各15日(休業日の場合は翌営業日)<br>(Bコース)(Cコース)毎年1月、3月、5月、7月、9月、11月の各15日(休業日の場合は翌営業日)   |
| 収益分配               | (Aコース)年2回の毎決算日に、収益分配方針に基づいて収益分配を行います。<br>(Bコース)(Cコース)年6回の毎決算日に、収益分配方針に基づいて収益分配を行います。<br>※お申込コースには、「分配金受取コース」と「分配金再投資コース」があります。ただし、販売会社によっては、どちらか一方のみの取扱いとなる場合があります。詳細は販売会社までお問い合わせください。   |
| スイッチング             | 「One世界分散セレクト」を構成する各ファンド間で、スイッチング(乗換え)を行うことができます。<br>スイッチングの取扱いの有無や対象ファンドなどは、販売会社により異なりますので、くわしくは販売会社でご確認ください。<br>※スイッチングの際には、換金時と同様に信託財産留保額および税金(課税対象者の場合)がかかりますのでご留意ください。<br>また、購入時手数料は販売会社が別に定めます。  |
| 課税関係               | 課税上は株式投資信託として取り扱われます。<br>原則として、分配時の普通分配金ならびに換金時の値上がり益および償還時の償還差益に対して課税されます。<br>公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度「愛称:NISA(ニーサ)」および未成年者少額投資非課税制度「愛称:ジュニアNISA(ジュニアニーサ)」の適用対象です。なお、2024年1月1日以降は、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度の適用対象となります。くわしくは、販売会社にお問い合わせください。<br>※税法が改正された場合等には、上記内容が変更となることがあります。 |

## ファンドの費用(くわしくは投資信託説明書(交付目論見書)を必ずご覧ください)

以下の手数料等の合計額、その上限額について、購入金額や保有期間等に応じて異なりますので、あらかじめ表示することができません。

※税法が改正された場合等には、税込手数料等が変更となることがあります。

※上場投資信託(ETFおよびリート)は市場の需給により価格形成されるため、上場投資信託(ETFおよびリート)の費用は表示しておりません。

## ●投資者が直接的に負担する費用

|         |   |
|---------|---|
| 購入時手数料  | 購入価額に、 <b>2.2%(税抜2.0%)</b> を上限として、販売会社が別に定める手数料率を乗じて得た額となります。 |
| 換金手数料   | ありません。  |
| 信託財産留保額 | 換金申込受付日の翌営業日の基準価額に <b>0.1%</b> の率を乗じて得た額を、換金時にご負担いただきます。      |

## ●投資者が信託財産で間接的に負担する費用

|                  |  |
|------------------|--|
| 運用管理費用<br>(信託報酬) | 実質的な負担:各ファンドの日々の純資産総額に対して <b>年率0.985%(税抜0.915%)(概算)</b><br>各ファンド:ファンドの日々の純資産総額に対して年率0.77%(税抜0.70%)<br>投資対象とする外国投資信託:外国投資信託の純資産総額に対して年率0.215%程度 |
|------------------|--|

|            |   |
|------------|---|
| その他の費用・手数料 | その他の費用・手数料として、お客様の保有期間中、以下の費用等を信託財産からご負担いただきます。<br>・組入有価証券等の売買の際に発生する売買委託手数料、信託事務の処理に要する諸費用、外国での資産の保管等に要する費用、監査法人等に支払うファンドの監査にかかる費用 等<br>※投資対象とする外国投資信託においては、上記以外にもその他の費用・手数料等が別途かかる場合があります。<br>※これらの費用等は、定期的に見直されるものや売買条件等により異なるものがあるため、事前に料率・上限額等を示すことができません。 |
|------------|---|

## 投資信託ご購入の注意

投資信託は

- ① 預金等や保険契約ではありません。また、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。加えて、証券会社を通して購入していない場合には投資者保護基金の対象にもなりません。
- ② 購入金額については元本保証および利回り保証のいずれもありません。
- ③ 投資した資産の価値が減少して購入金額を下回る場合がありますが、これによる損失は購入者が負担することとなります。

## 当資料のお取扱いについてのご注意

- 当資料は、アセットマネジメントOne株式会社が作成した販売用資料です。
- お申込みに際しては、販売会社からお渡しする投資信託説明書(交付目論見書)の内容を必ずご確認のうえ、ご自身でご判断ください。
- 各ファンドは、実質的に債券、株式、不動産投資信託証券(リート)等の値動きのある有価証券(外貨建資産には為替リスクもあります)に投資をしますので、市場環境、組入有価証券の発行者に係る信用状況等の変化により基準価額は変動します。このため、投資者の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益は全て投資者の皆さまに帰属します。また、投資信託は預貯金とは異なります。
- 当資料は、アセットマネジメントOne株式会社が信頼できると判断したデータにより作成しておりますが、その内容の完全性、正確性について、同社が保証するものではありません。また掲載データは過去の実績であり、将来の運用成果を保証するものではありません。
- 当資料における内容は作成時点のものであり、今後予告なく変更される場合があります。

### ◆委託会社およびファンドの関係法人 ◆

<委託会社>アセットマネジメントOne株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第324号  
加入協会:一般社団法人投資信託協会

一般社団法人日本投資顧問業協会

<受託会社>みずほ信託銀行株式会社

<販売会社>販売会社一覧をご覧ください

### ◆委託会社の照会先 ◆

アセットマネジメントOne株式会社

コールセンター 0120-104-694

(受付時間:営業日の午前9時~午後5時)

ホームページ URL <https://www.am-one.co.jp/>

## 販売会社(お申込み、投資信託説明書(交付目論見書)のご請求は、以下の販売会社へお申し出ください)

○印は協会への加入を意味します。

2023年12月15日時点

| 商号          | 登録番号等                  | 日本証券業協会 | 一般社団法人日本投資顧問業協会 | 一般社団法人金融先物取引業協会 | 一般社団法人第二種金融商品取引業協会 | 備考 |
|-------------|------------------------|---------|-----------------|-----------------|--------------------|----|
| みずほ信託銀行株式会社 | 登録金融機関 関東財務局長(登金)第34号  | ○       | ○               | ○               |                    |    |
| 第一勵業信用組合    | 登録金融機関 関東財務局長(登金)第278号 | ○       |                 |                 |                    |    |
| 第一生命保険株式会社  | 登録金融機関 関東財務局長(登金)第657号 | ○       | ○               |                 |                    |    |
| 岡安証券株式会社    | 金融商品取引業者 近畿財務局長(金商)第8号 | ○       |                 |                 |                    |    |

●その他にお取扱いを行っている販売会社がある場合があります。

また、上記の販売会社は今後変更となる場合があるため、販売会社または委託会社の照会先までお問い合わせください。

●販売会社によっては、一部ファンドのみのお取扱いとなります。くわしくは販売会社にお問い合わせください。

<備考欄について>

※1 新規募集の取扱いおよび販売業務を行っておりません。

※2 備考欄に記載されている日付からのお取扱いとなりますのでご注意ください。

※3 備考欄に記載されている日付からお取扱いを行いませんのでご注意ください。

(原則、金融機関コード順)